

TAMA協会 入会金及び会費規則

社団法人許可日 平成13年4月2日



一般社団法人 首都圏産業活性化協会

一般社団法人首都圏産業活性化協会入会金及び会費規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人首都圏産業活性化協会（以下「本会」という。）定款第7条の規定に基づき、本会の入会金及び会費（以下「会費等」という。）について定めることを目的とする。

(入会金)

第2条 定款第5条に定める正会員及び賛助会員の入会金の額は、別表の入会金基準によるものとする。

2 入会申込者は、理事会が入会を承認した旨の通知を受領したときは、1月以内に入会金を納付しなければならない。

(会費)

第3条 定款第5条に定める正会員及び賛助会員の会費の額は、別表の会費基準によるものとする。

(会費の納付等)

第4条 会費の納付は、会費基準で定められた年額を1回で納付することを原則とし、その納付は6月末までに本会に納付するものとする。ただし、期の途中で入会したときの会費は、入会する期に応じた額とし、入会と同時に納付しなければならない。

2 会費等の送金に要する費用は、会員負担とする。

(退会に伴う会費等)

第5条 定款第8条第1項の定めるところにより、退会する場合は退会時までの会費を納付しなければならない。

2 定款第8条第2項の定めるところにより、退会者は既に納付した会費等の返還を請求することはできない。

(実施要領)

第6条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、会長が別に定める。

附則

1 この規則は、経済産業大臣の設立許可のあった日から施行する。

2 この規則は、平成13年8月3日から施行する。

3 この規則は、平成17年10月6日から施行する。

4 この規則は、平成19年6月12日から施行する。

5 この規則は、平成23年1月21日から施行する。

6 この規則は、平成31年3月6日から施行する。

7 この規則は、令和2年9月25日から施行する。

別表

1. 入会金基準

会員種別	区 分	資 本 金 等	入 会 金
正 会 員	営利法人等	100 億円超	210, 000 円
		50 億円超 100 億円以下	150, 000 円
		3 億円超 50 億円以下	60, 000 円
		1 億円超 3 億円以下	45, 000 円
		1 億円以下	30, 000 円
	個人事業主等	創業 5 年以内の営利法人を含む	15, 000 円
	教育機関 在日公館 通商機関	—	10, 000 円
	個人	—	10, 000 円
	商工団体	—	10, 000 円
	金融機関	—	60, 000 円
	公益法人	第 3 セクターを含む	10, 000 円
	中小団体	—	10, 000 円
	地方公共団体	製造品出荷額等 5, 000 億円以上	15, 000 円
製造品出荷額等 5, 000 億円未満		10, 000 円	
賛助会員	営利法人等	東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県、 栃木県、群馬県、山梨県、静岡県に 拠点を持たない営利法人	—
		中小企業以外 ※中小企業基本法第二条の範囲外 ※その他大企業相当の企業も含む	—

(備考) 表中の製造品出荷額等は、経済産業省の「工業統計表」による。

2. 会費基準

会員種別	区 分	資 本 金 等	会 費
正 会 員	営利法人等	100 億円超	490, 000 円
		50 億円超 100 億円以下	350, 000 円
		3 億円超 50 億円以下	140, 000 円
		1 億円超 3 億円以下	105, 000 円
		1 億円以下	70, 000 円
	個人事業主等	創業 5 年以内の営利法人を含む	35, 000 円
	教育機関 在日公館 通商機関	—	10, 000 円
	個人	—	10, 000 円
	商工団体	—	10, 000 円
	金融機関	—	140, 000 円
	公益法人	第 3 セクターを含む	10, 000 円
	中小団体	—	20, 000 円
	地方公共団体	製造品出荷額等 5, 000 億円以上	30, 000 円
		製造品出荷額等 5, 000 億円未満	10, 000 円
賛助会員	営利法人等	東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県、 栃木県、群馬県、山梨県、静岡県に 拠点を持たない営利法人	35, 000 円
		中小企業以外 ※中小企業基本法第二条の範囲外 ※その他大企業相当の企業も含む	100, 000 円

(備考) 表中の製造品出荷額等は、経済産業省の「工業統計表」による。

3. 入会にかかる会費基準

会員種別	区 分	資 本 金 等	入会にかかる会費	
			上期 (4/1～9/30)	下期 (10/1～3/31)
正 会 員	営利法人等	100 億円超	490,000 円	245,000 円
		50 億円超 100 億円以下	350,000 円	175,000 円
		3 億円超 50 億円以下	140,000 円	70,000 円
		1 億円超 3 億円以下	105,000 円	53,000 円
		1 億円以下	70,000 円	35,000 円
	個人事業主等	創業 5 年以内の営利法人を含む	35,000 円	18,000 円
	教育機関 在日公館 通商機関	—		10,000 円
	個人	—		10,000 円
	商工団体	—		10,000 円
	金融機関	—	140,000 円	70,000 円
	公益法人	第 3 セクターを含む		10,000 円
	中小団体	—		20,000 円
	地方公共団体	製造品出荷額等 5,000 億円以上		30,000 円
		製造品出荷額等 5,000 億円未満		10,000 円
	賛助会員	営利法人等	東京都、埼玉県、神奈川県、千葉県、茨城県、栃木県、群馬県、山梨県、静岡県に拠点を持たない営利法人	35,000 円
中小企業以外 ※中小企業基本法第二条の範囲外 ※その他大企業相当の企業も含む			100,000 円	50,000 円

(備考) 表中の製造品出荷額等は、経済産業省の「工業統計表」による。